

告 示

埼玉県告示第三百六号

平成二十四年埼玉県告示第七百四十六号（介護保険法施行条例第百三条第四項等の費用）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「第三百九十八条第四項、第四百三十条第四項、第五百三十八条第四項」を「第四百三十八条の十四第四項、第四百三十八条の四十六第四項、第五百五十六条の二第四項」に改める。